

電子入札運用マニュアル

平成20年4月1日

2013・10・25経理第2号

最終改正 平成25年11月7日

経理部財務課

このマニュアルは、発注者と入札参加者がコンピュータとネットワーク（インターネット）を利用した電子入札システムで行う入札手続きを円滑かつ適切に実施できるように運用等を定めるものである。

1. 定義

本マニュアルで使用される用語を以下の通り定める。

- ①電子入札：電子入札システムで行う入札・開札事務など入札手続一式
- ②システム担当業者：機構が使用する電子入札システムを運用・管理する業者
- ③ICカード：電子認証局が発行した電子証明書
- ④紙入札：入札参加申請書の提出、又は紙の入札書の持参による提出等といった従来の入開札業務
- ⑤紙入札業者：紙入札により入札に参加する業者
- ⑥紙媒体：入札参加申請書や入札書等を記録する紙
- ⑦入札書等：入札書又は総合評価落札方式の際に入札参加者が提出する提案書等一式
- ⑧機構：独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構

2. 電子入札について

(1)電子入札システムとは、物品等に係る入札を処理するシステムで、電子入札システムと入札情報システムで構成される。

電子入札システムとは、コンピュータとネットワーク（インターネット）を利用して入札への参加申請から入札・落札者決定までの事務（以下「入開札事務」という。）を処理するシステムをいう。

電子入札の対象は、物品の製造・販売及び役務の提供における入札とする。

(2)電子入札実施の考え方について

機構が電子入札で競争入札を行う旨を指定した案件（以下「電子入札案件」という。）は、電子入札システムで処理する事とし、原則として紙媒体による入札参加申請書や入札書等の提出は認めないものとする。ただし、やむを得ない理由により紙入札を認める

場合であっても、機構は提出された紙媒体の入札書を機構の端末及びＩＣカードを用いて電子入札システムで処理する事とする。

3. 電子入札システムの利用について

(1) 電子証明書について

電子証明書とは、電子認証局が発行した電子的な証明書で、紙の書類に押印する印鑑に相当し、誰が発行されたものであるかを電子認証局が証明するものである。

機構の電子入札システムで利用可能な電子証明書は、別途公表されている民間等の電子認証局が発行したＩＣカードとする。

(2) 電子入札システムを利用することができる者

電子入札システムを利用することができる者は、当機構の入札参加資格を得た者（以下「有資格者」という。）であり、かつ前項に定めるＩＣカードを取得したものである。またＩＣカードに変更が生じた場合は、様式２により機構に申請するものとする。

(3) ＩＣカード

電子入札システムを利用する場合のＩＣカードは、有資格者（会社の場合は代表者）又は有資格者から入札等について事前に紙の委任状（紙入札の場合と同様のもので印鑑証明書の原本により証明されたもの）により委任を受けた者のＩＣカードとする。

(4) 利用者登録について

有資格者が初めて電子入札システムを利用する場合や、新しくＩＣカードを取得した場合は、有資格者は電子入札システムによる利用者登録を行うものとする。

なお、既に登録した有資格者（以下「電子入札登録者」という。）の登録事項に変更が生じた場合も同様とし、かつ従来どおり紙媒体による競争契約参加資格審査申請書変更届を提出するものとする。

(5) 電子入札から紙入札への変更を認める場合

電子入札による手続きの開始後、やむを得ない事由により紙入札への変更を希望する入札参加者は、様式１により機構に紙入札の実施について申請するものとする。

機構は、当該入札参加者の電子入札による参加が不可能で、かつ全体の入札手続に影響がないと認められる場合には、当該入札参加者に限って電子入札から紙入札への変更を認めるものとする。この場合、当該入札参加者は、機構の入札者心得（紙入札に係るもの）を遵守して入札に参加するものとする。

また、機構の端末等を用いて、同価格の入札を行った際に備え、あらかじめくじの番号を入力する。

<やむを得ない事由の例示>

- ① 会社のセキュリティポリシー等により電子入札システムの利用環境を整備できない場合
- ② ICカードの取得申請をしたが、入札参加申請書の提出日までに、ICカード取得が間に合わない場合
- ③ 入札参加申請書は電子入札システムを利用して提出したが、その後ICカードが失効、滅失、破損等で使用不可となった場合
- ④ 入札参加申請書は電子入札システムを利用して提出したが、その後システム障害により電子入札システムを利用して入札書等を提出することができず、かつ期限までに間に合わない場合

4. 入札案件の登録

(1) 各受付期間等の設定

開札日時は、入札書受付締切日時の翌日を標準とするものとする。

その他の公示期間、入札参加申請書、提案書等の提出期限等の日時の設定にあたっては、従来の紙入札における運用に準じて設定するものとする。

(2) 公告日以降の案件の修正及び手順

公告日以降において、案件登録情報のうち、年度、調達案件名、入札方式、総合評価計算式、WTO（政府調達）案件、資格の種類、契約担当役名、契約担当部課について錯誤（軽易なものを除く。）が認められた場合には、以下の手順によりすみやかに案件の再登録を行うものとする。

- ① 錯誤案件に対して入札書等の提出が行われるのを防ぐため、取り止めの処理を行い、取り止め通知書により入札参加者に錯誤である旨を通知する。
- ② 状況に応じ、新規の案件として改めて登録する。
- ③ 新規の案件として改めて登録した場合は、既に入札書等の提出があった電子入札参加者に対しては、確実に連絡の取れる方法（電話等を使用する場合は担当者への情報伝達を確認すること。）で連絡を行い、改めて登録した案件に対して入札書等を提出するように依頼する。

5. 入札書等の提出

(1) 使用アプリケーション及びバージョンの指定

入札書等の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式はシステム担当者から連絡のあった形式とする。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないよう入札参加者に明示するものとする。

<参考>対応可能な様式

- ①一太郎Ver10形式以下のもの
- ②Microsoft Word Word2000形式以下のもの
- ③Microsoft Excel Excel2000形式以下のもの
- ④その他のアプリケーションPDFファイル
- ⑤画像ファイル（JPEG形式及びGIF形式）

(2) 圧縮方法の指定

ファイル圧縮を認める場合は、ZIP形式を指定するものとする。
ただし、自己解凍方式は指定しないものとする。

(3) 入札書等の受領

機構は、入札者から適正と認められる入札書等を電子入札システムにより受領した場合には、電子入札システムによる受付票の発行を行うものとする。

(4) 郵送等を認める基準

入札書等の容量が1MBを超える場合には、原則として郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便、若しくは持参（以下「郵送等」という。）による提出を求めるものとする。また、案件の特性等により、すべての電子入札参加者に対して郵送等での提出を求めることができるものとする。

(5) 郵送等の方法及び時間設定

入札書等を郵送等での提出を認める場合には、必要書類の一式を提出するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。また、郵送等による提出を認める場合は、電子入札システムにより、下記の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。

- ①郵送等する旨の表示
- ②郵送等する書類の目録
- ③郵送等する書類のページ数
- ④発送年月日

郵送等の締切（必着。以下同じ。）は、電子入札システムの締切の日時と同一とする。また郵送等にあっては、郵便書留等の配達記録が残るものを必ず利用させるものとし、機構は郵送等された適正と認められる入札書等を受領した場合には、電子入札システムによる受付票の発行を行うものとする。

(6) ウィルス感染ファイルの取扱い

電子入札参加者から提出された入札書等へのウィルス感染が判明した場合、直ちに閲覧等を中止し、ウィルス感染している旨を当該電子入札参加者に確実に連絡の取れる方法で連絡（電話等を使用する場合は担当者への情報伝達を確認すること。）し、再提出の方法について協議するものとする。

入札書等の再提出が行われた場合には、機構は受領確認後、電子入札システムによる受付票の発行を行うものとする。

6. 開札

(1) 入札書の提出等

電子入札システムによる入札参加者は、電子入札システムの入札書受付締切日時までに入札書の提出を行わなければならないものとし、提出した入札書の差替え、変更又は取消しをすることはできない。

(2) 開札時の機構職員の立会い

機構は、開札時には、担当者のほかに入札事務に関係のない機構職員を立ち合わせるものとする。

(3) 再入札等の受付時間の設定基準

再入札書又は見積書の受付時間は15分間を標準として設定するものとする。

(4) 開札が長引いた場合の入札参加者への連絡

開札予定時間から落札決定通知書又は再入札通知書等の発行まで、著しく遅延する場合には、必要に応じ、電子入札参加者に確実に連絡の取れる方法（電話等を使用する場合は担当者への情報伝達を確認すること。）により状況の情報提供を行うものとする。

(5) くじになった場合の取扱い

落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、くじを実施する旨及び対象入札参加者名・入札金額並びにくじの実施日を明記した保留通知書により当該入札参加者全員に通知を行い、くじの実施後、落札決定通知書を発行するものとする。

(6) 入札書未提出かつ連絡のない入札参加者の取扱い

入札締切予定時間になっても入札書が電子入札サーバーに未到達であり、かつ電子入札参加者からの連絡がない場合、機構は機構の電子入札システムの障害の有無を確認の上、当該入札参加者に確実に連絡の取れる方法で連絡（電話等を使用する場合は担当者

への情報伝達を確認すること。) をするものとする。

また入札参加者は、機構からの受付表が締切り1時間前になっても到着していない場合は、機構に確実に連絡の取れる方法で連絡（電話等を使用する場合は担当者への情報伝達を確認すること。）して状況を確認するものとする。

機構のシステムが正常に稼働している事が確認され、かつ当該入札参加者から30分間連絡がない場合、機構は当該電子入札参加者が入札を辞退したと見なすものとする。

(6) 落札者がいないときの随意契約(予算決算及び会計令第99条の2に規定する随意契約。以下「不落随契」という。) についての意思確認連絡方法

不落随契に移行する場合の取扱いについて入札説明書等への記載によりあらかじめ全ての入札参加者に下記内容を周知するものとし、また、不落随契移行時に電子入札システムにより送信するメールにも同じ内容を記載するものとする。

①見積書提出意思のある者は見積書の提出を行うこと。

②見積書提出意思のない者は辞退届を必ず送信すること。

③何ら意思表示のない者は見積書提出意思のない者と見なすこと。

不落随契に伴う見積依頼通知書は、原則として前回の入札に参加した全ての入札参加者に対して送信するものとする。

(7) 開札の中止

機構は談合情報等により、入札並びに開札を中止することがある。

開札を中止する場合、機構は、電子入札システムその他適当な手段により、当該入札に入札書を提出している参加者全員に、入札又は開札を中止する旨を連絡するとともに、入札書を開封せずに電子入札システムに中止という結果を登録するものとする。

7. システム障害等について

(1) 機構側(センター側を含む)の電子入札システム等の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合

機構側に障害が発生した場合は、電子入札管理センター(注: 具体名は契約締結後記載)と協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更(延長)を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。障害復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信する。(送信できない場合は、確実に連絡の取れる方法で連絡する。連絡に電話等を使用する場合は担当者への情報伝達を確認する。)ものとし、当該通知書には、開札日時正式決定後に再度変更通知書を送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合には、再度変更通知書を送信する(送信できない場合は、確実に連絡の取れる方法で連絡する。連絡に電話等を使

用する場合は担当者への情報伝達を確認する。)

(2) 紙入札への切替処理

上記(1)等の事情により機構が当該案件を電子入札から紙入札に変更することとなった場合には、以下のとおり手続きを行うものとする。

- ①入札の公示に「紙入札へ移行」と記し、電子入札による入札書等の提出が行われるのを防ぐと同時に、締切日時の順延などの変更を行う。
- ②既に入札書等の提出があった電子入札参加者に対しては、確実に連絡の取れる方法で連絡（電話等を使用する場合は担当者への情報伝達を確認すること。）を行い、電子入札にかかる作業を直ちに中止するよう依頼するものとする。その際、電子入札システムによる書類の送受信が双方で確認できた場合は有効なものとして取扱い、別途の提出又は受領手続きを要しないものとする。

(3) 電子入札参加者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合

- ①電子入札参加者側の入札者の責に帰さない障害により電子入札ができない場合、電子入札参加者は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行い、機構に確実に連絡の取れる方法で連絡（電話等を使用する場合は担当者への情報伝達を確認すること。）して申告するものとする。
- ②下記の各号に該当する障害等により、すぐに復旧できないと判断され、かつ原則として複数の電子入札参加者が参加できない場合には、機構は入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札への変更を検討するものとする。ただし、ＩＣカードの紛失・破損、端末・システム等の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。
 - ・天災
 - ・広域・地域的停電
 - ・プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
 - ・その他、時間延長が妥当であると認められた場合

③障害復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間等が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信する（送信できない場合は、確実に連絡の取れる方法で連絡（電話等を使用する場合は担当者への情報伝達を確認すること。）する。）ものとし、当該通知書には「開札日時正式決定後に再度変更通知書が送信される」旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合には、再度変更通知書を送信する（送信できない場合は、確実に連絡の取れる方法で連絡（電話等を使用する場合は担当者への情報伝達を確認すること。）する。）ものとする。また紙入札への変更については、上記7(2)に準じて取り扱うものとする。

8. 電子入札対象案件の公示

機構は、電子入札の対象となる入札について、機構ホームページ並びに電子入札システム上で公示するものとする。

9. ICカードの不正利用

入札参加者がICカードを不正な使用等をした場合には、下記①～③の処分と合わせて、指名停止並びに取引停止等の処分を行うこととする。

①開札までに不正使用等が判明した場合は、当該案件への参加資格の取消。

②落札後に不正使用が判明した場合は、契約締結前であれば、契約締結を中止。

③契約締結後に不正使用が判明した場合は、事業の進捗状況等を勘案し、契約解除等を検討。

<不正使用の例>

- ・ 他者のICカードを不正に利用し、名義人になりすまして入札に参加、または参加しようとした場合
- ・ 同一案件に対して複数のICカードを使用して複数の入札参加申請書や入札書を提出し、または提出しようとした場合

10. その他

このマニュアルは、機構の必要に応じて適宜見直すものとする。

付 則

このマニュアルは、平成20年4月1日から適用する。

付 則

このマニュアルは、平成25年11月7日から適用する。

様式 1

平成 年 月 日

独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構
契約担当役 宛

資格審査登録番号
企業名称
企業住所
代表者役職・氏名

紙入札方式参加申請書

下記の案件については、下記理由により電子入札システムを利用して入札に参加することができないため、紙入札での参加をいたしたく申請します。

記

1. 発注件名
2. 電子入札システムを利用参加できない理由

様式 2

平成 年 月 日

独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構
契約担当役 宛

資格審査登録番号
企業名称
企業住所
代表者役職・氏名

ICカード変更承諾申請書

下記案件について、電子入札システムを利用して入札に参加することとしていますが、使用しているICカードについて下記理由により開札までの間に使用できなくなることから、ICカードの変更を承諾されたく申請します

記

1. 発注件名
2. 変更後ICカードシリアル番号
3. 変更理由